

運行中の貸切バスの法令遵守状況を調査しています。
今年度も、夏季の多客期から秋季の行楽期において実施します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000384.html

(3) 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

(配信日：R1.7.19)

夏期の多客期（令和元年7月20日～9月1日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されること等から、自動車運送事業関係者の皆様におかれましては、行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、改めて夏期の多客期等において、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設等を中心に、テロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(4) 貸切バス事業者が交付する運送引受書の記載事項が変わります。

(配信日：R1.7.12)

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に対して、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の支払いにより、適正な運賃を収受できない場合について、旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の調査体制の強化や取引の明確化により、旅行業界・バス業界における取引環境の適正化に向けた対策の強化に取り組んでいます。

このたび、関連する規則等を改正し、令和元年8月1日以降に交付する運送引受書に手数料等の額を記載することが義務付けられることになりました。

手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている場合は、運賃の割戻し違反として、貸切バス事業者及び旅行業者ともに行政処分の対象となりますので、手数料等を支払う場合は、各社毎の安全コストを踏まえた金額となるように設定をお願い致します。

改正を踏まえた運送引受書の参考様式等については、以下のサイトに掲載していますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000092.html

(5) 車両動態管理システム等の導入補助を開始します！

(配信日：R1.7.5)

運輸部門におけるエネルギー消費量の約3割を占めるトラック輸送において、省エネの取組を行うことは重要となっています。しかし、トラック事業者が単独で当該取組を行うには限界があるため、トラック事業者と荷主が連携して物流全体の効率化を図り、省エネ化を推進していく必要があります。そこで、「トラック輸送における省エネ化推進事業（車両動態管理システム等の導入支援による実証）」を実施し、トラック輸送における省エネ化を推進して参ります。

1. 事業内容

トラック事業者と荷主との連携を要件に、車両動態管理システム等の導入に要する経費（設備費）の一部を補助し、当該システムの活用による輸送の効率化を実証する事業です。

※補助事業の執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社

2. 申請受付期間

1次公募：7月24日（水）～8月6日（火）

2次公募：8月7日（水）～8月20日（火）

3次公募：8月21日（水）～9月3日（火） ※消印有効

詳細は、パシフィックコンサルタンツ株式会社のホームページをご覧ください。

(<http://www.pacific-hojo.jp/>)

(6) 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました

(配信日：R1.7.5)

近年、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加傾向を示しています。その中で、心臓疾患は脳血管疾患と並んで最も多く、また、大動脈瘤等の大血管疾患による運転者への影響も考えられることから、事業用自動車の運転者に関する心臓疾患・大血管疾患対策が必要となっています。

このため、国土交通省では、産官学の幅広い関係者からなる「健康起因事故対策協議会」での議論を受けて、心臓疾患・大血管疾患が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました。

ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

